

一般財団法人岐阜市みどりのまち推進財団環境緑化奨励補助金 交付要綱

平成12年4月1日制定

(目的)

第1条 この要綱は環境対策として市街地の緑化を推進するとともに地域的に緑化整備をすすめる、住みよい生活環境を創出し、もって公共の福祉増進に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「市街地」とは、すでに市街地を形成している区域及び優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域をいう。

2 この要綱において「地域」とは、市民生活を営むコミュニティをいう。

(オープンスペース補助対象基準)

第3条 この要綱に基づく補助金は、次に掲げる事業を行おうとする個人又は団体の民有地に対して交付する。

(1) 環境緑化を施工する場合は、工事着手前の確認を必要とする。

(2) 敷地内の緑化可能な概ね 100 m²以上（地区計画区域にあつては 50 m²以上）のオープンスペースにその面積相応の部分へ高木等の植栽（将来枝葉の面積が敷地面積の 30% 以上になること。）を行う事業。ただし、事業実施後 10 年以上オープンスペースとして利用するものに限る。

(3) 県が設定する大気浄化能力が高い樹木（別表のとおり）または、植栽場所の景観にふさわしい樹種から選定することとする。

(補助金)

第4条 補助金の額は、次のとおりとする。ただし、予算の範囲内とする。

区 分	補 助 金 算 定 基 準	限 度 額
樹 木	樹木の緑化可能なオープンスペース 1 平方メートルにつき 2,000 円を乗じた額	1 件当たり 500,000 円

2 前項の規定にかかわらず、費用（樹木代）が補助金算定基準の額に満たないときは、その額を補助金算定基準額とする。ただし、樹木単価は、標準的な市場単価とする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、一般財団法人岐阜市みどりのまち推進財団理事長（以下「理事長」という。）が別に定める環境緑化奨励補助金交付申請書（様式第 1 号）に関係書類を添付して理事長に提出しなければならない。

2 前項の申請にやむを得ず変更が生じた場合には、環境緑化奨励補助金変更承認申請書（様式第 3 号）を理事長に提出しなければならない。

(交付の内定通知)

第6条 理事長は、前条第 1 項の規定による申請書を受理したときは、その内容を審査し、

適正と認めた場合には、環境緑化奨励補助金交付内定通知書（様式第2号）により通知する。

2 前条第2項による環境緑化奨励補助金変更承認申請書を受理し、これを適正と認めた場合には、環境緑化奨励補助金変更承認書（様式第4号）により通知する。

（補助の条件）

第7条 補助金交付を決定する場合には、次の条件を付するものとする。

(1) 設置した植栽地等は、設置の日より換算して10年間はその保全に努めること。

(2) 樹木等は常に健全な管理をし、その育成に努めること。

（完成届）

第8条 第6条第1項の規定による交付内定通知を受けた者は、申請書のとおり工事を施工し、完成後10日以内に環境緑化完成届（様式第5号）を理事長に提出しなければならない。

（現地調査）

第9条 理事長は、前条の規定による完成届を受理したときは、環境緑化奨励補助金交付決定現地調査報告書（様式第6号）に基づき工事完了確認を行うものとする。

（補助金の交付）

第10条 理事長は、前条の規定による現地確認後、適正と認めたものに対して、交付決定（様式第7号）をし、補助金を交付するものとする。

（補助金の返還）

第11条 補助金の交付を受けた者が、第7条に定める条件を遵守しない場合は、補助金の返還を求めることができる。

（その他）

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

この要綱は、平成22年8月1日から施行する。

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

この要綱は、平成26年12月1日から施行する。

この要綱は、令和3年3月25日から施行する。

別表【大気環境推奨木】

樹 木 名	
高 木	中 低 木
イチョウ・ケヤキ・サルスベリ・ハリエンジュ アオギリ・エゴノキ・キリ・モモ・ヤマモモ アキノレ・クヌギ・シダレザクラ・センダン ナンキンハゼ・ユリノキ・オオシマザクラ エノキ・カキノキ・ハルニレ・シデコブシ ムクノキ・ニワウルシ・ミズキ	オオムラサキツツジ・レンギョウ・ムクゲ マユミ・ハナズオウ・トサミズキ・ニシキギ ヒュウガミズキ・ヤマハギ・ニワトコ・マサキ ハコネウツギ・マサキ